

取れていますか？あなたの年次有給休暇

年次有給休暇とは？

仕事を休んでも、その日の給料が保障されるお休みのことを「年次有給休暇」といいます。これを略して「有休」とか「年休」と呼ぶこともあります。

年次有給休暇は、労働者が6ヶ月間継続勤務し、勤務が予定されていた日のうちの8割以上出勤した場合に、法律上当然に付与されます。（労働基準法第39条）

なお、付与日数は、所定労働日数に応じて決まります。（下記表）

年次有給休暇の付与日数表

週の所定労働時間	週の所定労働日数	1年間の所定労働日数	継続勤務期間に応じた年次有給休暇の日数						
			6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
30時間以上			10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満	5日以上	217日以上							
	4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日



★パートタイマー・アルバイト等も年次有給休暇が取れます。

年次有給休暇は、正社員だけの制度ではありません。労働者であれば取得することができます。

★年次有給休暇の利用目的は自由！

年次有給休暇をどんな理由で取得するのは、労働者の自由です。ただし、年次有給休暇を取得するには、使用者に取得する日を伝える必要があります。

★休む日は自分で指定できます。

年次有給休暇をいつ取得するかは、労働者の申出によって決まるのが原則です。

★使用者には「時季変更権」があります。

使用者は、労働者から年次有給休暇を取りたいとの申出を受けた場合は、基本的に拒否できません。

ただし、「事業の正常な運営を妨げる場合」には、他の日に変更するよう労働者に求めることができます。これを「時季変更権」といいます。なお、「事業」とは、年休を取得する労働者の業務ではなく、少なくとも課や係単位のものさし、それが正常に運営できないという具体的な事情が必要です。単に忙しいからという理由で、労働者が休みたい日に休ませないということとはできません。

電話相談専用 東京都ろうどう110番 0570-00-6110

TOKYOはたらくネットホームページ <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>

詳細は労働相談情報センター・各事務所へお問い合わせください

飯田橋 03-3265-6110 大崎 03-3495-6110 池袋 03-5954-6110

亀戸 03-3637-6110 国分寺 042-321-6110 八王子 042-645-6110

